

不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成 9 年法律第 123 号		
不利益処分の種類	指定介護老人福祉施設の業務運営の命令	根拠条項	第 9 1 条の 2 第 3 項		
処 分 基 準	<p>(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 1 条の 2 第 1 項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき</p> <p>(2) 指定介護老人福祉施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 3 9 号）</p> <p>(3) 指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営に関する基準について （平成 12 年 3 月 17 日 老企第 4 3 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>				
対応 区分	処理 機関	交付 機関			目次 NO
	長寿社会課	長寿社会課			